

<報 告>

商学会研究会

日 時 昭和51年7月12日
場 所 至誠館会議室
報告者 西口章雄教授, 杉江雅彦教授

「発展途上国の国民経済形成と“技術移転”

—インドのケースを中心として—

西 口 章 雄

報告の編成

1. 前提—発展途上諸国の重工業化と国家資本主義
2. 途上諸国における近代技術の導入過程の実体—途上国の重工業化過程における
内的矛盾の展開
 - (1) “Indianization” の進展と技術協定の発展
 - (2) 近代技術独占とその支配様式
 - a. 国際的特許制度の現実的役割
 - b. ノウ・ハウの商品化と技術協定における制限的商慣行
 - i) 技術協定における制限条項のパターンとその変化
 - ii) 現地企業にたいする実質的統制の態様
3. 近代技術独占と途上国の国民経済形成—インドのケース—
4. 展 望

報告の概要、報告の1. 前提では1960年代における途上諸国の工業化過程は、概して重工業化に重点が置かれてきたこと。国民経済の基軸産業の形成にかんしては、多かれ少なかれ国家が主導的役割を果たしてきたことについて概観した。かかる途上諸国における重工業化過程は、いうまでもなく先進諸国から近代技術・設備の導入と結びついて展開されてきた。したがって2では、「技術の商品化」過程として特徴づけ

られている途上諸国への近代技術導入過程の実体について、一般的考察を行なった。ここでは外国の独占の大企業がその所有する近代技術の独占的支配にもとづき、技術受入現地企業の活動にたいして行使している直接・間接的な統制（制限的商慣行）の諸態様にかんして、UNCTAD（国連貿易開発会議）事務局から公表されている「技術移転」関係資料にもとづいて、できうる限り刻明な実証的考察をなした。この考察と絡めながらインドにおける外資提携（foreign collaboration, 外国資本によるインド会社への一方的技術移転にもとづく、両者の資本・技術提携がその主流をなしている）の背景と「技術移転」に関連する制限的商慣行について検討した。

インドの国民経済形成にとって不可欠な近代技術の導入過程が、公式的な協定にもとづいて展開されてきた背景について、外国資本の現地子会社における所有のインド人化過程の漸進と、現地企業におけるインド人過半数所有の推進というインド政府の産業・外資政策が、そこには絡んでいたことを指摘した。このような事情を背景として、外国資本は現地の技術受入企業の活動にたいして、技術協定にもとづいて公然たる直接的統制を加えるようになったのである。独占の大企業がその世界戦略にもとづいて行使する、協定による現地企業活動の統制手段は、様々な形態の輸出制限と、生産過程の統制—紐付き購入、品質管理、技術提携外国会社のデザイン・生産仕様書の使用強制など—におかれている。この直接的統制のパターンは、1960年前半と後半において顕著な変化がみられる。とくに1967年以降におけるインド政府の外資提携選別政策の強化によって、生産過程の直接的統制は、協定上にかんする限りほとんどみられなくなる。しかしこの事は協定によらない様々な実質的、間接的な統制が以前よりも一層強力に行使されるようになったと思われる。2の b. (ii) では、そのような統制の態様について考察がなされた。

ところでこれらの態様、すなわちそれぞれの協定において規定されている制限条項の数、それらの組み合わせ、そこにおいてそれぞれの条項がもつ重みは、しばしばこれらの制限条項と並び、あるいはそれらのうちに織り込まれている数々の間接的な制限的商慣行におけるかようなあり方と同様に、協定あるいは外資提携企業・産業別に異なるとともに国別においても多様性をもつであろう。さらにこれらの直接・間接的な諸統制ないし制限的商慣行が、1国の国民経済形成過程のうちに、そこにおける内的諸条件とのかかわりにおいて吸収・集約されて行く態様と重みもまた多様であって、それ故に数量的、個別的にこれらのもつ経済的效果ないし影響度を測定しその全体的効果

を解明していくことは、まさしく難事業であると言ってよい。かくして本報告の3においてはそれぞれの主要な制限的慣行が、インドの国民経済形成過程に与える影響とその現実的表現ならびにこれらの影響の絡み合いについて、かかる分析がこの過程の全体的、構造的矛盾の解明に集約されて行くように、インドの過程にそくして考察がなされた。

3では、以下のことが指摘された。ノウ・ハウ移転に伴う秘密条項が、1960年代前半のインド政府の外資提携優遇政策とあいまって、また「紐付き購入」との絡み合いのもとで、外資提携の重複(multiple collaboration)を結果した。かかる重複提携は、インド資本との技術提携をもつ諸外国の独占の大企業が、そこに所属している国の規格とそれらのノウ・ハウにもとづいてデザインした機械・設備、およびそれに適合する特定質ないしタイプの原料・部品の重複輸入を伴った。それはインドにおける規格の統一と生産の標準化・単純化→原料・部品の大量生産体制の発展を制約し、「紐付き購入」の強制とあいまって、外資提携企業の周辺に多種多様な関連産業の発展を困難にした。かかる制約条件下における外資提携の発展は、インド経済の輸入(とくに原料・部品の維持輸入)依存→外国経済援助への依存体制を深化させる結果となった。

1960年代後半における農業生産と輸出の不振は、国内投資の停滞と国民所得のマイナスないし低成長をもたらし、インドの主要産業は相対的に増大する(1965年水準と比較して)製品ストックをかかえこむことになる。この期における外国援助の比重(国内純生産にしろ)の大幅な減少が、そこに大きな影を落していることについて同時に考慮されなければならないであろう。この結果として近代的生産力の高率の不完全利用(遊休)状態が、1960年代の後半においてもみられ、かくしてそれはインド経済にとって恒常的現象となった。本報告において、インドにおける近代的生産力の恒常的遊休現象が、外国の独占の大企業による近代技術の独占的所有・支配を基底とする外資提携を通じて、インド経済のうちに刻み込まれて行った構造的歪みを表現するものであることについても、論及がなされた。つまり以上において考察されたインド経済の主要指標の動向のうちに形成されて行ったかかる現象は、その背後においてそうした構造上の問題によって深く規定されていると言うべきであろう。1960年代を通じて恒常的様相を呈してきた生産力の遊休状態はまた、国際収支の悪化事情のもとで推進されてきた外資提携優遇政策と絡みながら、インドの民間部門における外資提

携を主導的に担ってきたインド諸財閥がそれらの支配下に置かれている近代的生産過程の横断的・縦断的統合を展開して行く主要な契機となり、結果として国民経済の分断的傾向が促がされて行った。

以上で外資提携との関連において解明されてきた、インドにおける国民経済形成過程の内的矛盾は、1967年になると農業生産力の近代化—「緑の革命」にその新たな展開の活路を求めて行ったのであるが、それは農村社会不安を醸成する結果となり、1969年後半から1970年代初頭における国家資本主義体制の再編・強化（インド財閥系14大商業銀行の国有化、新産業認可政策の登場、インドにおける2大民間鉄鋼会社のうちの1つであるインド鉄鋼会社の経営権接収などの一連の新経済政策の展開）過程の前提条件を成熟させて行ったのである。この過程の展開にかんする具体的様相とその基本的性格にかんする考察を、インド資本主義発展の歴史構造の解明に集約・結晶させて行く課題が、本報告の後に残されている。なお本報告の内容は、先に示された同じ課題と構成のもとで以下の共同研究の一成果のうちに掲載される予定である。大阪市立大学経済研究所編『多国籍企業と発展途上国』東大出版会、1977年3月所収予定。

中国でみたこと考えたこと

杉江雅彦

私は中日友好協会の紹待により中国を訪問し、北京において「日本の景気変動と金融政策の効果」と題する報告を行なったほか、わずか20日間足らずのあわただしい旅行ではあったが、上海、長春、大慶などにおいて中国工業の現状をつぶさにみるという機会を得ることができた。その体験を通じて感じた2、3のポイントを紹介するという形で商学会における報告を行なった。

まず、いわゆる「二本足で歩く工業化」と呼ばれるように、大工業と地方小型工業との二本立てを工業化の基本路線としていることである。大都市における近代的で大規模な重化学工業の建設と並行して、地方や農村においては農器具や肥料などの小型工場が無数に作られている。この点は重工業に傾斜しているソビエトとの著しい相違点でもある。

つぎに、工場における生産計画は、全国的な重要製品については中央政府の部局で

また軽工業製品や地方における消費財については省・市のレベルで決定される。もちろんその際には、工場側の意向（労働者もこれに参加）も十分に反映するよう配慮されているが、製品の販売価格に関する決定権は工場側にはない。

また工場においては、労働者による参加が広範に実現している。これは文化大革命によって労働者が獲得した権利だといわれるが、工場革命委員会にはかならず労働者代表が加えられており、管理者、技術者、労働者による「三結合」による生産が推進されている。

いずれにせよ、中国の工業化政策がソビエトのたどったブルジョアへの道につながることをかたくいましめ、もっぱら「継続革命」を強調する行き方が、どの工場を訪問した際にも強く印象づけられた。

(注記) 私の中国訪問は毛主席の死去まえであったから、その後の「4人組批判」などを通じて、中国の工業化政策に幾分かの修正が打ち出されたかも知れない。

日 時 昭和51年11月2日
場 所 至誠館会議室
報告者 岩下正弘教授, 山根学専任講師

ケルン大学における商品学の位置づけと 最近の商品学の動向について

岩 下 正 弘

1973年9月から翌年8月までの1年間、西ドイツのケルン大学に、在外研究員として留学したので、その際の研究概要との関連から頭首のテーマで報告した。

在外研究の主テーマは、最近、経済的商品学ないしは経営的商品学と呼ばれて、主流になりつつある商品学の現状と、それへ連なるドイツの伝統的商品学の学史的な研究資料の蒐集、検討であった。

したがって、サブテーマとしては、ケルン大学の商品学講座を主宰している。U. Koppelman 教授の Produktgestaltung (製品化論)と、東ドイツ、ライプツヒ商科大学で商品学講座の主任教授である G. Grundke 教授の Allgemeine Warenkunde (一般商品学)の動向を検討しながら、広く商品学や商品品質論の学史的文献を整理することにした。

その際、U. Koppelman 教授の製品化論としての商品論は、企業経営の立場と観点で、製品を商品として生産し流通せしめるための製品に関わる一切の意志決定に寄与することを目的としており、G. Grundke 教授の一般商品学は計画経済の計画主体の立場と観点で、生産物の種類の適性化や品質向上に寄与することを目的としていることが分った。したがって、前者は Wirtschaftliche Warenlehre、又は Betriebswirtschaftliche Warenlehre (経営経済的商品学)と呼ばれ、後者は Ökonomische Warenkunde (国民経済的商品学)と呼ばれ、両者は非常に異質のものでありながら Teleologische Warenkunde (目的論的商品学)として一括されている。

また、ドイツでは、商品品質の経済的な意義についても、古くから議論がなされており、最近では大学における商品学の講義も、品質政策論とか製品化論と言った型で専門化されている。

本報告では、このような最近の商品学の動向を踏え、また、ドイツにおける大学制度との関連も踏えながら、ケルン大学の経済学部にも所属している商品学講座および、商品学研究所の位置づけや、講座の規模、内容等について触れた。

ちなみに、ケルン大学の商品学講座は研究所を附置する教員9名（教授2，助教授1，助手2，研究員2，非常勤講師2）で、1 Semesterに11科目の商品学関連科目を設置する一方、効率のいい共同研究組織をつくりあげている。

「アラブ社会主義論」について

山 根 学

エジプトでは1960年代前半において一連の大規模な国有化が行なわれ、「科学的社会主義」を標榜する『国民憲章』が公布されて国有化を含むエジプトの経済開発の方向が暗示された。この過程は50年代においてみられた民族ブルジョアジーと西欧の資本主義に依存した国民経済建設の試みが失敗におわったことから、新たに社会主義諸国からの経済的、軍事的援助に依存しつつ、国家の手中へ資金、資源を集中し、それを合理的に配分するために採用された処置として国家資本主義の強化という点から説明されるものの、他面労働者と農民（その内容はともかく）が議会を含むあらゆる政治レベルで過半数を占めねばならないという規定にみられるように、急速な経済建設の問題が資本主義制度の枠をこえて展開されようとしている点がみられることも又無視できないであろう。

資本主義体制内で独立したとはいえ、資本主義が高度に発達し、独占資本によって生産過程があまねくおさえられた先進国とはちがって、資本主義的生産関係が未発達のまま、そのため国家の階級性格がまだまだ未成熟な状態にある現代後進国では、その発展は経済過程における諸矛盾の展開によって左右されるのはもちろんのことではあるが、更に加えてたとえばこの過程にみられる経済発展の課題が生活水準の向上→貧困の解消→社会主義の実現へとイデオロギーを含む政治問題につながっていくという点において、こうした上部構造からくる大きな影響も又無視できないものと考えられる。「科学的社会主義」を指針とし国有化を遂行したエジプトが仮にソビエトの学者がいうように社会主義への発展展望のなかにあるもの、あるいは少なくともそれへの

移行過程にある非資本主義的發展の道にあると位置づけられうるならば、そこで展開されているイデオロギー、「アラブ社会主義論」がいかなる内容のものであるのか、エジプトの社会主義政党はこの過程においてどのような位置を占めているのか、労働者や農民がどのような形で政治に参加しているのかというような問題が総体的に十分に検討されなければならないであろう。本発表はこうした問題への一つの手がかりとして「アラブ社会主義」についてのイデオロギーを、(1) 大衆の生活にふれることのなかった知識人によって展開された「社会主義」と、(2) 為政者としてせまられた現状認識のうちからナセルが展開せざるをえなかったかれの「社会主義」とに分けてとらえ、それを紹介するとともにその背景、限界とについて検討を試みたものである。